



# 六ヶ所村子育て世帯臨時特別給付金のご案内



子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します。

※平成16年4月2日から令和4年9月30日までに生まれた児童が対象です。

## 1. 支給対象者と申請方法

次の①～⑤に記載する児童の保護者等のうち、生計を維持する程度の高い者に支給されます。(児童手当(本則給付)受給者もしくはそれに準ずる対象者)

### 申請が不要な方

- ① 令和4年9月分の児童手当(本則給付)支給対象となる児童
- ② 令和4年9月30日までに生まれた児童手当(本則給付)支給対象となる児童(新生児)

※ 給付金のご案内・希望しない場合等の届出書を送付しますので給付を希望しない場合のみ、必要事項を記入の上、返送してください。

### 申請が必要な方 (③・④は公務員)

- ③ 令和4年9月分の児童手当(本則給付)支給対象となる児童
- ④ 令和4年9月30日までに生まれた児童手当(本則給付)支給対象となる児童(新生児)
- ⑤ 令和4年9月30日時点で高校生等(平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれ)の児童(保護者の所得が児童手当(本則給付)の支給対象となる金額と同等未満の場合)

ポイント!

**公務員や令和4年9月30日時点で高校生等の児童の保護者については、申請が必要です。**

※ 給付金のご案内・申請書等を送付しますので、必要事項を記入の上、令和4年12月31日(当日消印有効)までに返送してください。

## 2. 給付額

対象児童1人につき、**2万5千円**です。

裏面に続きます。ご確認を!!

### 3. 支給時期

対象の方には、11月下旬から順次支給を開始します。詳しい支給時期については、六ヶ所村のホームページで随時お知らせします。

### 4. 支給方法

#### ア)表面の『支給対象者』①と②の保護者

令和4年10月支給時の児童手当（本則給付）を受給している口座や別途届出済みの口座に振り込みます。

#### イ)表面の『支給対象者』③～⑤の保護者

申請書で指定した口座に振り込みます。

※ 指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、六ヶ所村子育て世帯臨時特別給付金が支給されませんので、令和5年1月末までに必ずご対応をお願いします。

#### こんなときはどうなるの？

##### Q. 他県で児童手当（本則給付）を受給しており、9月中に県外から青森県内に引っ越してきました。給付金の対象になりますか？

A. 支給対象となります。申請手続き等については、児童手当に係る住所変更手続きの際にお伝えします。事前に確認したいことがあれば、下記の窓口にお問い合わせください。

##### Q. DV被害により子どもとともに青森県内に避難していますが、どうなりますか？

A. 六ヶ所村からの令和4年9月分の児童手当の支給対象となる場合（高校生等の場合は、これに準ずると認められる場合）、給付金の支給を受けることができますのでなるべく早くご相談ください。

なお、他方の配偶者等は支給を受けられません。

お問い合わせ

六ヶ所村役場 子ども支援課 子育て支援グループ

「六ヶ所村子育て世帯臨時特別給付金」窓口

〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 475

電話 0175-72-8145

「六ヶ所村子育て世帯臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに六ヶ所村から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに六ヶ所村の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。